

長野市にぎわい創出コラボイベント事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域経済活動及び地域交流を促進し、本市の経済の活性化を図るため、個人、法人又は団体が連携し、多様なアイデアを出し合い実施するコラボイベント事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コラボイベント事業 一の主催者が個人又は法人その他の市長が適当と認める団体と連携し、地域の消費喚起に資する新たな催しを市内で実施する事業であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

ア 催しを実施する地域及びその周辺地域の活力及びにぎわいの創出並びにまちづくりの推進に寄与する事業であること。

イ 主催者、共催者又は当該催しの実施に係る店舗、事業所等の従業者等の多様なアイデアに基づき企画し、及び実施する事業であること。

ウ 多数の者が広く参加でき、かつ、親しみやすい事業であること。

エ その他地域の消費喚起に資する催しを実施する事業として市長が適当と認めるものであること。

(2) 主催者 次のアからキまでのいずれかに該当する個人、法人又は団体をいう。

ア 市内に住所又は事業所を有する個人

イ 市内に本店又は主たる事業所を有する法人

ウ 市内の商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に定める商工会その他地域の経済の発展に資する活動をしているものとして市長が認める市内の団体

エ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された市内の商店街振興組合

オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された市内の商店街事業協同組合

カ 10以上の店舗、事業所等により形成されている商店街において、主として小売業又はサービス業に属する事業を営む者により組織され、市内の商店街の環境の整備及び改善等を図るための事業を行っている団体

キ その他エからカまでに掲げる団体と同程度の活動をしている市内の団体で、市長が認めるもの

(3) 共催者 コラボイベント事業を実施する者のうち、主催者以外の者をいう。

(交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市税の滞納がない主催者とする。

(交付対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象者が実施するコラボイベント事業とする。

(補助対象経費)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、対象経費としない。

- (1) 交付対象者又は共催者の構成員、従業員等及び交付対象事業に係る店舗、事業所等の従業員等による打合せ、会合等に係る飲食費
- (2) 交付対象者又は共催者の構成員、従業員等及び交付対象事業に係る店舗、事業所等の従業員等に対する人件費又は謝礼
- (3) 市長が別に定める補助金、助成金、支援金等の交付を受ける経費
- (4) 備品（市長が別に定めるものに限る。）の購入及び使用に係る経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額等)

第6 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の制限)

第7 この補助金を交付することができない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 補助対象経費の合計額が150万円未満の場合
- (2) 交付対象者、共催者若しくは交付対象事業に係る店舗、事業所等の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）又は使用人その他の従業員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）その他市長が適当でないと認める者である場合
- (3) 交付対象者、共催者若しくは交付対象事業に係る店舗、事業所等の運営又は経営に暴力団員、暴力団関係者その他市長適当でないと認める者が参画している場合
- (4) 交付対象者、共催者又は交付対象事業に係る店舗、事業所等が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う場合
- (5) 交付対象者、共催者又は交付対象事業に係る店舗、事業所等が販売等を行う物品等又は提供する役務が政治的なもの又は公序良俗に反するものである場合
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める場合

(認定の申請)

第8 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする事業（以

下「提案事業」という。)について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、長野市にぎわい創出コラボイベント事業補助金認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 個人にあつては住民票の写し、法人にあつては登記簿謄本若しくは登記事項全部証明書又はその写し、団体にあつては定款、規約その他これらに類するものの写し

(2) 事業提案書

(3) 提案事業に係る収支予算書

(4) 市税の納付確認に関する同意書

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(長野市にぎわい創出コラボイベント事業検討委員会)

第9 第8第1項の規定による提案事業の認定について関係者の意見を反映させるため、長野市にぎわい創出コラボイベント事業検討員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

2 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市職員

(4) その他市長が検討委員会の委員として必要と認める者

(任期)

第10 検討委員会の委員の任期は、第8第2項に規定する申請書等の提出があつた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務等)

第11 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第12 市長は、第8第2項に規定する申請書等の提出があつたときは、検討委員会を招集するものとする。

2 検討委員会は、委員長が会議の議長となる。

3 検討委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(報告)

第13 委員長は、検討委員会での意見の内容を市長に報告するものとする。

(庶務)

第14 検討委員会の庶務は、商工観光部商工労働課が行う。

(認定の決定)

第15 市長は、第13に規定する意見の内容の報告があったときは、第8第2項に規定する申請書等の内容を審査し、及び交付対象者が市税を滞納していないことを確認し、提案事業について、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、その旨を第8第2項に規定する申請書等を提出した者に通知するものとする。

(認定の変更等)

第16 第15第1項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けた者（以下この項及び次項において「認定者」という。）は、当該認定の内容の変更をし、又は当該認定の中止若しくは廃止をしようとするとき（第18第2項に規定する場合を除く。）は、市長が別に定めるところにより、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、認定者が偽りその他不正な手段により認定を受けた場合、認定者が第17第3項に規定する提出期限までに同第17第1項及び第2項に規定する申請書等を提出しない場合その他市長が適当でないと認める場合は、認定を取り消すことがある。

(補助金の交付申請)

第17 規則第3条に規定する申請書は、長野市にぎわい創出コラボイベント事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げる関係書類とする。

- (1) 認定事業計画書
- (2) 認定事業収支予算書
- (3) 補助金入金先確認書
- (4) 補助金入金先となる金融機関の口座を確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(補助事業の内容の変更等)

第18 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市にぎわい創出コラボイベント事業変更承認申請書（様式第3号）及び市長が適当と認める書類
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市にぎわい創出コラボイベント事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）及び市長が適当と認める書類

2 前項の申請について、市長が補助事業の変更又は中止若しくは廃止の承認をした場合には、認定もこれに伴い変更がされ、又は中止若しくは廃止されるものとする。

(実績報告)

第19 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市にぎわい創出コラボイベント事業実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に係る実施報告書
 - (2) 補助事業に係る収支決算書
 - (3) 補助事業を実施したことが確認できる写真
 - (4) 補助事業で作成した広告物、印刷物等（広告物、印刷物等を作成した場合に限る。）
 - (5) 補助事業に係る契約書の写し（契約を締結した場合に限る。）
 - (6) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類及びその明細が確認できる書類の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- （補助金の交付請求）

第20 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市にぎわい創出コラボイベント事業補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

（補助事業者の遵守事項）

第21 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管すること。
- (2) 市長から報告を求められた場合には、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間は、補助事業に係る資料等の提出及び報告をすること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

（補則）

第22 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する

